

産地・経営小委員会における中間論点整理

	現 状	課 題	今 後 の 方 向	留意事項
1 産地・担い手 (1) 産地のあるべき姿(広がり、機能、体制等)	<p>① 高齢化、後継者不足、規模拡大の遅れ等、生産面の弱体化とともに、産地が脆弱化。</p> <p>② 産地が一体となって、生産から出荷・販売まで一貫した方針を持っていない場合が少なくない。</p> <p>③ 必ずしも、消費者ニーズを踏まえた生産・販売が行われていない。</p>	<p>① 戦略的な生産、販売による競争力のある産地を構築することが必要。</p> <p>② そのためには、担い手の育成や、園地等の生産の条件整備について、目指すべき産地の姿を明確化することが必要。</p>	<p>① 近年の輸入果実・果実加工品の増加に対抗し、高品質で安全・安心な果実を、安定的に消費者に手頃な価格で供給する等、消費者ニーズに対応した果樹生産を行い、消費者から選択される競争力ある産地構築に向け、産地において具体的な目標が必要ではないか。</p> <p>② 産地が、将来目標とすべき姿を明確にすることが必要ではないか。 (例) ・ 高品質果実の生産により競争力を確保する産地 ・ 量販店と継続的な取引を行うことにより安定的な販路を確保する産地 等</p> <p>③ 今後の具体的な産地の目標として、核となる担い手の明確化、生産の主体となる園地の明確化、園地集積への取組、園地集積を円滑に行うための基盤整備、労働力の確保方策や販売戦略を内容とした産地戦略として、果樹産地構造改革計画（仮称）を策定してはどうか。</p> <p>④ 国等が支援する場合には、果樹産地構造改革計画に基づいて行うこととし、一定期間経過した後に評価を行ふことで、効果的な取組を進めてはどうか。</p>	<p>① 産地の構造改革について、産地内の合意形成のための検討体制（市町村、農協等の関係者による産地協議会等）を構築することが必要ではないか。</p> <p>② 産地の計画策定を支援するため、国・県による指針の提示、調整・指導等が必要ではないか。</p> <p>※ 検証をどのタイミングで行うのか。</p> <p>※ 計画の達成基準、検証結果の活用方法について検討が必要。</p> <p>※ 「担い手」を具体的にどのように考えるべきかについては、今後、さらに検討する必要がある。</p>
(2) 産地における担い手の位置づけ、役割分担等	① 担い手等産地を構成する者の産地での位置づけや、産地を構成する農業者がどのような役割を果たすべきかが不明確。	① 産地内での合意形成の下、産地における担い手やそれ以外の産地を構成する者の明確化が必要。	<p>① 産地の担い手については、核となる農業者を対象に、 ・ 果樹農業の経営継続の意志があるのか ・ どの程度の生産規模を目指すのか 等について、産地協議会において検討の上、明確化することが適切ではないか。 また、担い手となる農業者以外の役割や新規参入などの方針についても同様に扱うことが重要ではないか。</p>	
(3) 生産基盤の構造改革 ・ 基盤整備	① 産地において、基盤整備、園地集積、労働力の確保についての取組が遅れている状況。	① 園地の傾斜、土壌条件等の園地情報を的確に把握した上で、園地情報を整備し、園地の効率的利用を促進することが必要。	<p>① 担い手の育成に資する観点から、園地の基盤整備・集積、労働力確保を効率的に組み合わせた、一体的な取組みが重要ではないか。</p> <p>② その際、園地情報をあらかじめ整備することが重要ではないか。</p> <p>③ 基盤整備に当たっては、優良品種・品目への転換を一体的に実施することが重要ではないか。</p>	

产地・経営小委員会における中間論点整理

	現 状	課 領	今 後 の 方 向	留意事項
・ 基盤整備	② 产地では小規模な園地が分散して保有されている状況。	② 果樹生産の省力化を図り、生産性を高め、担い手への園地集積を行うためには、傾斜修正等の果樹園改造や園内の作業道整備等の基盤整備を加速化させることが必要。	④ 改植の際、国産果実の供給量の少ない端境期に出荷できる品目・品種への転換を図るとともに、過剰感のある品目については、条件不利園地の園地転換を推進することが必要ではないか。	
・ 農地流動化	① 小規模農家の減少により、1戸当たりの平均規模は増加傾向にあるものの、主業農家でも生産規模は1haに満たない。 ② 果樹園における利用権設定・所有権移転面積は、極めて低い水準。 ③ 放任園が増加傾向。	① 流動化の受け手のニーズに合った園地の整備が必要。 ② 園地の貸借を行う体制の充実化が必要。 ③ 病害虫発生の温床となり、他園地に悪影響を与えないような管理が必要。	① 担い手に園地を集積するためには、園内道整備、園地の傾斜緩和等の基盤整備が行われていることが重要ではないか。 ② 園地の貸借を活性化するため、農地保有合理化事業等の取組の強化が必要ではないか。 ③ 生産条件の良い園地については、担い手へ集積する一方、生産条件の悪い園地については抜根し、廃園する等の产地の取組が必要ではないか。	
・ 労働力	① 摘果、収穫等機械化が困難な作業が多く、労働集約的。 ② せん定など高度な技術が必要な作業も多い。 ③ 60歳以上の経営者が5割を超える等高齢化が進展するとともに、後継者も少なく、労働力の不足が深刻化。 ④ 収穫時等の労働力不足が規模拡大の阻害要因。	① 摘果、せん定等、技術を要する作業については、経験者の方が効率的であり、产地内で労働力を確保する方法の検討が必要。 ② 一方、収穫作業等については、产地外からの労働力を確保する方法の検討が必要。	① 労働力不足を解決するためには、個人単位での雇用の確保には限界があることから、产地において労働力を調整するシステムの構築が必要ではないか。 ② その際、協議会等において、产地内で必要な労働力を作業ごとに調査・検討することが必要ではないか。 <ul style="list-style-type: none">・ 产地内又は产地間の結い（農作業の相互補完）、共同作業組織（病害虫防除作業等）等の自主的な取組の推進。・ ハローワーク、シルバー人材センタ一等の活用、農協等が実施する無料職業紹介事業、ヘルパーセンター等の調整システムの充実化。 ③ また、高度な技術を必要とする労働力を確保するため、 <ul style="list-style-type: none">・ 技術講習、農作業安全講習等の実施。・ 受託者の労働環境の改善（軽労化等）、省力化技術の導入等を推進することが必要ではないか。	① 放任園については、山林等の多様な利用法について検討してはどうか ② 労働分散の観点から多品目の複合経営についても必要ではないか。
(4) その他 (環境・技術)	① 労働集約的で、省力化が進んでいない。また、コスト削減が消費者から求められている。 ② 一方、高品質果実の供給、食の安全・安心なども消費者から求められている。	① 省力・低コスト化技術について、研究開発の状況を踏まえ、普及の方向性について整理が必要。 ② 各種の消費者ニーズへの対応が必要。	① 普及段階にある省力・低コスト栽培技術（例：かんきつ隔年交互結実法）の効果的な導入を推進することが必要ではないか。 ② 高品質果実の栽培技術（例：かんきつマルドリ栽培）の導入を推進する必要があるのではないか。	

产地・経営小委員会における中間論点整理

	現 状	課 領	今 後 の 方 向	留意事項
(環境・技術)			<p>③ 高品質果実を生産するためにも土づくりを推進するとともに、草生栽培、フェロモン剤防除等による環境保全型農業の推進を図ることが必要ではないか。</p> <p>[現行制度]</p> <p>① 生産者への生産出荷量の配分について、販売単価や高品質品種への改植実績を加味するよう取組み、担い手の生産拡大を促進すべきではないか。 生産出荷組織単位で加入する場合、担い手を重視した生産者間の調整を容易にするような取組を検討すべきではないか。</p> <p>② 出荷時期別の需給調整対策を確実に実施するよう、制度に位置づけるべきではないか。</p> <p>③ 生産者団体が策定する販売計画を、末端の集荷場単位まで浸透させるとともに、出荷の進捗状況について管理・調整できる仕組みを導入すべきではないか。</p> <p>[今後の対策]</p> <p>④ 早生みかんを中心に、中晩かんや普通みかん等の優良品種に転換し、需給調整を改善すべきではないか。 うんしゅうみかんの条件不利地については、他品目への転換を推進するとともに、それができない地域では園地転換を推進すべきではないか。</p> <p>⑤ その他の品目についても、需給動向を踏まえ、優良品種への転換を促進することが必要ではないか。</p> <p>⑥ うんしゅうみかん・りんごを含め生産者団体が主体となつた需給調整を行う体制の整備が必要ではないか。</p> <p>[現行制度]</p> <p>① 補てん基準価格の設定に当たっては、高品質果実の生産意欲を減退させることのないよう、市場価格に応じた価格設定が必要ではないか。</p>	<p>※ 果樹生産が果たす多面的機能や果樹における環境保全型農業、鳥獣害対策等を含めた生産技術については、今後更に検討が必要。</p> <p>※ 地球温暖化への適応技術について、技術開発が必要</p> <p>① 対策に参加していない農業者に対する扱いをどのようにするべきか。</p> <p>② 产地の自主努力による価格浮揚対策として、価格低下が懸念される際に生食用果実の加工仕向けを行なう緊急出荷調整体制について、生産者団体において具体的な実施手法の整備が必要ではないか。</p> <p>③ 園地ごとの隔年結果の是正効果の確認が必要ではないか。</p> <p>④ 長期的な視点から需要動向を的確に把握し、需給調整の必要性について検討すべきではないか。</p> <p>※ 需給調整のあり方については、今後とも更に検討を深める。</p>
2 経営 (1) 需給調整	<p>① うんしゅうみかん、りんごについて国が全国の生産出荷見通しを公表、県別・生産者別の生産出荷量の配分は生産者団体が実施。</p> <p>② 需給調整対策のうち生産調整については、おおむね計画に近い水準を実現。特に、うんしゅうみかんについては、隔年結果の是正が進展。</p> <p>③ 一方、特定時期の出荷集中、品質問題等により価格は低迷。特に、うんしゅうみかんについては3年続きの価格低迷。</p> <p>④ うんしゅうみかんとりんごに限り、国が関与する需給調整対策を実施。</p>	<p>① 生産者への目標配分が出荷実績に基づき一律に実施している場合が多く、担い手の生産意欲が減退。</p> <p>② これまで、時期別の需給調整手法の導入、価格低下が懸念される際に生食用果実の加工仕向けを行なう緊急出荷調整体制の整備等の改善を行なったが、更なる取組の検討が必要。</p> <p>③ うんしゅうみかんについては、出荷時期が集中しやすい早生みかんについて他品種への転換を推進するとともに、低品位果実を生産する条件不利地を中心とした園地転換を推進することが必要。</p> <p>④ うんしゅうみかんとりんご以外の品目で全国的な需給調整を行う必要はあるか。又は、可能か。</p>		
(2) 経営支援 ア 経営安定対策	<p>① うんしゅうみかん、りんごについては、需給調整を前提として経営安定対策で短期的な価格低下に対する補てんが行われ、担い手の経営安定について一定の評価。</p>	<p>① 価格が低下傾向にある場合には、現行の補てん基準価格は下がる仕組みとなつており、経営安定のためには不十分との意見あり。</p>		

产地・経営小委員会における中間論点整理

	現 状	課 題	今 後 の 方 向	留意事項
ア 経営安定対策	<p>② うんしゅうみかんについては3年連続、りんごについては13、14年産において補てん。</p> <p>③ 価格低落時には、地方市場を中心に流通コストを下回る低品質果実を出荷する産地も存在。</p> <p>④ 経営安定対策の加入契約者は、認定農業者及び認定農業者が実質的な運営を行っている生産出荷組織。</p> <p>⑤ 6年間（13～18年産）で192億円の国庫負担額（予定）のうち15年産まで約130億円を支出予定。</p> <p>① 永年性作物で、気象災害による品質低下で価格が低下する果樹について、気象災害による果実の減収又は品質の低下を伴う収入減を補てん。</p>	<p>② 補てん基準価格に応じて、買い手側が低価格で値決めしているのではないかとの産地側の懸念。</p> <p>③ 気象条件により、やむを得ない品質低下による価格格差が生じた場合もあるが、反面、毎年補てん対象となる県も存在。</p> <p>④ 補てん基準価格が、県一本で、産地や生産者の格差が反映されない。</p> <p>⑤ 低品質のため低価格で販売される果実も補てん交付の対象となり、販売環境を悪化させている状況。</p> <p>① 果樹共済（災害収入共済方式）の加入率の向上。</p>	<p>② 生産者団体は現行以上に需給調整対策を的確に推進し、高品質果実を生産して、価格低下を防止すべきではないか。</p> <p>③ 生産者への生産出荷量の配分に、販売単価や高品質品種への改植実績を加味し、高品質果実を生産する産地を優遇すべきではないか。</p> <p>④ 統計データは、卸売価格は県単位までしかないので、県単位の価格設定にせざるを得ないのでないか。</p> <p>⑤ 一定の価格水準に満たない低品位果実を経営安定対策の対象果実から除外すべきではないか。</p> <p>[今後の対策]</p> <p>⑥ 経営安定対策の前提である全国的な需給調整を的確に実施できる環境を整備した上で、効果的に担い手の経営安定に寄与する手法を、他品目の経営安定対策における対応も検証しつつ検討すべきではないか。</p> <p>⑦ 経営安定対策の加入契約者等を対象にアンケート調査を実施し、制度の見直しに活用すべきではないか。</p> <p>① 引き続き、果樹共済（災害収入共済方式）のメリットを生産者にPRし、加入を一層向上させるべきではないか。</p> <p>② 中期的には、経営安定対策、果樹共済（災害収入共済方式）の制度内容について検討し、担い手のセーフティネットとして、どのような対策が効果的なのか検討すべきではないか。</p>	<p>① 果樹共済（災害収入共済方式）においては、生産金額の評価は個人単位で実施。</p> <p>② 「担い手」の定義を明確にすることが必要。</p> <p>③ 財政事情を踏まえ、効果的な経営支援対策の検討が不可欠。</p> <p>① 果樹共済（災害収入共済方式）は、個人の出荷金額を基に共済金の支払いを実施しており、個人ごとに実損を補てんできることから、担い手に応じた対応も可能。</p> <p>※ 経営支援対策について は、今後とも更に検討を深める。</p>
イ 果樹共済（災害収入共済方式）				